

日本共産党 道議会議員

真下 紀子

困難のりこえ、ともに生きる

はつらつ道政レポート NO.382 2024. 7. 14発行

真下紀子事務所 旭川市3条16丁目7号

TEL 0166-20-0808 FAX 0166-20-1616 m.noriko.office@gmail.com



宿泊税 道民意見軽んじる 鈴木知事

鈴木直道知事は、7月3日の道議会予算特別委員会で、宿泊税について「理解を得られてきている」とのべ、「2026年4月導入に向けて条例策定に着手する」と表明しました。ところが、道の広報誌に掲載された案内意見募集フォームにつながらないことが、真下紀子議員の質問で発覚。

真下議員は「納税者となる道民の意見を聞くことを軽んじている」と批判し、宿泊税導入を見直すよう求めました。



道が示した税額案は、宿泊料金が2万円未満の場合は100円、2万円以上5万円未満で200円、5万円以上で500円、税込額は年間約45億円を見込みます。

税の使い道はいまだ明確でなく、市町村の新税や市町村・事業者の事務負担も調整が進んでいません。課題山積ですが、知事は2026年4月から宿泊税徴収を開始すると表明しました。

これまで道は、納税する道民に一度も賛否を聞いていないのに、「理解を得られてきている」という知事は、パブコメ26件、意見募集35件しかないと答弁。説明会は市町村と事業者対象のみで、住民対象の説明会も意見交換会も開催していません。理解が得られたとは到底言えません。少なくとも宿泊税の賛否を道民に問い、住民説明会や意見交換会を行うべきです。

パブリックコメント終了翌日が広報誌「ほっかいどう」6月号の発行日でした。さらに意見を聞く二次コードの先に意見募集フォームがありませんでした。

真下議員の指摘を受け、知事質問前に修正し「わかりづらいものとなった」と逃げの答弁です。納税者となる道民の意見を聞くことをあまりに軽んじています。

全国でも観光目的の新税導入が議論される中、島根県の丸山達也知事は「観光目的以外で宿泊した人に税負担を回避できる余地をつくるべき」と、松江市の新税に意見を表明、県民の暮らしに配慮しています。

一方、鈴木知事は、北海道は病院受診や受験、ビジネスや研修、スポーツ大会等でも宿泊が必要なのに、観光振興を目的にする宿泊税を課税しようとしています。他県の姿勢に学ぶべきと強く求めました。

道「今の保険証でとり扱いに違いなし」

マイナ保険証 差別的対応に批判

国はマイナ保険証キャンペーンで支援金を出して、マイナ保険証の使用を強制しようとしています。マイナ保険証でないと診療の順番を遅くされたり、薬を出してもらえないなど、医師法や薬事法に違反するような事態が生まれ、批判が広がっています。

真下議員の質問に保健福祉部は、①マイナ保険証の無理強いではなく取り扱いに違いがないと説明することが重要、②DV・虐待等被害者も資格確認書の受け取り・再発行等により利用可能、③トラブルでマイナ保険証が使えない場合でも、被保険者資格申立書に記入することで通常の負担率で受診できる、④保険料を滞納して

いても預貯金が差し押さえられることはなくこれまで通り納付相談できる、⑤マイナ保険証の利用履歴がなければ申請なしで資格確認書が届くと、明確に答弁しました。

知れば知るほど必要のないマイナ保険証。マイナカード推進のHPとマイナ保険証のHPを相互リンクさせ、受診に不安が生じないように周知を求めました。

重度障害者グループホームに入れない 親亡き後の居場所を

グループホーム（GH）等の受け入れは定員の88.7%、障害者支援施設では90.5%ですが、重度、最重度の障がい者を受け入れる施設に空きがないため、学校卒業後も親元で生活せざるを得ず、親の高齢化にともなう「親亡き後問題」が深刻になっています。真下議員は6月28日の質問で対策を求めました。



グループホーム81市町村に38カ所のみ

障害者手帳の所有者が右肩上がりで増え続け、中でも急増する精神・知的障がい者が地域で生活する受け皿が今後さらに必要です。

知的障がいのある方の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型GH」を2018年に創設し、今年1月で道内に62事業所、定員1,146人です。

また介護サービス包括型GHのうち重度障がい者の受け入れ体制強化のため「重度障害者支援加算」を取得するGHは119事業所で定員3,161人。一見GHは充足しているように見えますが、特に重度・最重度の方の対応が不足し生活の場所が足りていません。

障がい者保健福祉課は今後の整備について「日中サービス支援型GHは本年度末までに1,209人のサービス量を見込み、1,499人分の整備を見込んでいる」と答えました。

道の「障がい者福祉プラン」は緊急時対応や施設等からの地域移行支援をになう「地域生活支援拠点」を、市町村ごとに整備すると掲げています。ところが、2023年4月現在、広域設置を含め81市町村に38カ所の設置にとどまってい

ます。全道域をカバーできていないだけでなく、担当地域が広域なことがわかりました。

真下議員は、道自身が策定した計画履行の前提が揺らいでいると主張。当事者を含むニーズ把握を行い、必要な体制整備に向けて国への要望含めた抜本的対策を講じていくことを求めました。

吉岡昇保健福祉部長は「より幅広く道民や関係団体の意見を伺う。重度の障害のある方への支援を可能とする計画的な整備を行い必要な財政措置を国に求める」と答えました。

障がい者の歯科医療の充実を

障がい児・者の歯科医療には、障害特性に応じた専門性が必要ですが、診療報酬も低く歯科医師の確保も困難になっています。

日本共産党道議団が視察した大阪急性期・総合医療センター障がい者歯科は全体の3分の2以上が知的・精神障がい者です。

他の医療機関からの積極的な紹介を受け、全身麻酔等の専門治療はじめ口腔など幅広い治療を行っています。



障害があつて歯科治療先・かかりつけ歯科医が見つけれないとの声が寄せられました。道は、2005年度から北海道歯科医師会に委託して障がい児・者の口腔保健をすすめています。道内の障がい者歯科医療協力医は、2022年4月265名に対して2023年4月は232名と33名減少、協力医がいない市町村は2022年4月100市町村が、2023年4月には104市町村に増え歯科医療協力医は減っています。

真下議員は、制度の周知とともに障がい児・者の歯科医療の充実に向けた取り組みを求めました。

道は「いっそうの制度周知に努める。協力医不在では時間的、経済的負担が生じるため協力医のいる市町村を90以上にすると答え、古岡保健福祉部長は、「診療報酬の充実を国に要望する」と答弁しました。

道議会・道政へのご意見・ご要望をお寄せください。

真下紀子事務所 旭川市3条16丁目左7号 TEL 0166-20-0808 FAX 0166-20-1616 E-mail : m.noriko.office@gmail.com